

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第四章（略） 第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置（第三十条の二―第三十条の四） 第五章 預金保険機構の業務の特例等（第三十一条―第三十四条） 第六章・第七章（略） 附則 （定義） 第一条 この政令において、「金融機関等」、「銀行持株会社等」、「株式等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「子会社等」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「株式移転設立完全親会社」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関」、「経営強化計画」、「協定銀行」、「株式交換完全親株式会社」、「合併等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「組織再編成銀行持株会社等」、「対象組織再編成子会社」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「協同組織中央金融機関等」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条	目次 第一章～第四章（略） 第五章 預金保険機構の業務の特例等（第三十一条―第三十四条） 第六章・第七章（略） 附則 （定義） 第一条 この政令において、「金融機関等」、「銀行持株会社等」、「株式等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「子会社等」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「株式移転設立完全親会社」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関」、「経営強化計画」、「協定銀行」、「株式交換完全親株式会社」、「合併等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「組織再編成銀行持株会社等」、「対象組織再編成子会社」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで若しくは

第一項から第三項まで若しくは第五項から第八項まで、第四条第一項、第五条第一項第十号、第十条第二項第二号、第十四条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十六条第一項、第二十五条第一項、第二十七條第二項、第三十四條の二又は第三十五條第一項に規定する金融機関等、銀行持株会社等、株式等、株式等の引受け等、劣後特約付金銭消費貸借、子会社等、銀行等、金融組織再編成、株式移転設立完全親会社、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関、経営強化計画、協定銀行、株式交換完全親株式会社、合併等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、組織再編成銀行持株会社等、対象組織再編成子会社、信託受益権等、取得優先出資等、経営強化指導計画、協同組織中央金融機関等又は協定をいう。

（法第五条第一項の規定による決定に係る金融機関等の存続が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第五条 法第五条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる経営強化計画を提出した金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

一 協同組織金融機関以外の金融機関等 当該金融機関等が、その主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らし、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等である場合

第五項から第八項まで、第四条第一項、第五条第一項第十号、第十条第二項第二号、第十四条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十六条第一項、第二十五條第一項、第二十七條第二項又は第三十五條第一項に規定する金融機関等、銀行持株会社等、株式等、株式等の引受け等、劣後特約付金銭消費貸借、子会社等、銀行等、金融組織再編成、株式移転設立完全親会社、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関、経営強化計画、協定銀行、株式交換完全親株式会社、合併等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、組織再編成銀行持株会社等、対象組織再編成子会社、信託受益権等、取得優先出資等、経営強化指導計画又は協定をいう。

（法第五条第一項の規定による決定に係る金融機関等の存続が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第五条 法第五条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる経営強化計画を提出した金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

一 協同組織金融機関以外の金融機関等 次に掲げる要件のすべてに該当する場合
イ 当該金融機関等が、その主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等による金融機能の代替が

困難であると認められる金融機関等であること。

ロ 当該金融機関等が法第三条第一項の申込みをしたときは、当該金融機関等に対して、当該申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の株式等の引受け等（当該申込みに係るものを除く。）であつて当該金融機関等の自己資本の充実の状況に応じ適切なものとして主務省令で定めるものが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。

ハ 当該金融機関等に係る銀行持株会社等が法第三条第二項の申込みをしたときは、当該金融機関等に対して、当該申込みに係る株式の引受けの額に照らして相当程度の株式等の引受け等（当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等が当該金融機関等に対して行うものを除く。）であつて当該金融機関等の自己資本の充実の状況に応じ適切なものとして主務省令で定めるものが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。

二 協同組織金融機関 当該金融機関等が、その主として業務を行

っている地域に密着した事業の展開を図っていると認められる協同組織金融機関として主務省令で定める基準に適合するものである場合

二 協同組織金融機関 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 当該金融機関等が、その主として業務を行っている地域に密着した事業の展開を図っていると認められる協同組織金融機関として主務省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 当該金融機関等に対する会員又は組合員による出資の引受けが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。

ハ 当該金融機関等に対して、法第三条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の地方公共団体、協同組織中央金融機関その他の者（会員又は組合員を除く。）による優先出資（法第二条第二項に規定する優先出資をいう。第二十五条及び第二十九条を除き、以下同じ。）の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け（当該申込みに係るものを除く。）であつて当該金融機関等の自己資本の充実の状況に応じ適切なものとして主務省令で定めるものが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。

（法第五条第一項の規定による決定に係る経営基盤の安定のために必要な措置）

第六条 法第五条第一項第七号に規定する政令で定めるものは、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する事業再構築（主務省令で定めるものに限る。以下「事業再構築」という。）とする。

（法第五条第一項の規定による決定に係る株式等又は貸付債権の処分等が困難と認められる場合）

第七条 法第五条第一項第十号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債

第六条 削除

（法第五条第一項の規定による決定に係る株式等又は貸付債権の処分等が困難と認められる場合）

第七条 法第五条第一項第十号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債

権がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該株式等又は貸付債権につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

イ (略)

ロ 当該株式等が優先出資（法第二条第二項に規定する優先出資をいう。第二十五条及び第二十九条を除き、以下同じ。）である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 (略)

（法第十七条第一項の規定による決定に係る金融機関等の存続又は金融組織再編成が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第十四条 法第十七条第一項第四号二に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

一 協同組織金融機関以外の金融機関等 当該金融機関等が、その主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等である場合

権がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該株式等又は貸付債権につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

イ (略)

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 (略)

（法第十七条第一項の規定による決定に係る金融機関等の存続又は金融組織再編成が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第十四条 法第十七条第一項第四号二に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

一 協同組織金融機関以外の金融機関等 次に掲げる要件のすべてに該当する場合
イ 当該金融機関等が、その主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等であること。

ロ 当該金融機関等が法第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の株式等の引受け等（当該申込みに係るものを除く。）であつて組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに応じ適切なものとして主務省令で定めるものが、当該金融機関等に対して最近において行われており、又は当該金融機関等若しくは当該組織再編成金融機関等に対して行われることが確実であると認められること。

ハ 当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けの額に照らして相当程度の株式等の引受け等（当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行うものを除く。）であつて当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに応じ適切なものとして主務省令で定めるものが、当該金融機関等に対して最近において行われており、又は当該金融機関等若しくは当該対象組織再編成子会社に対して行われることが確実であると認められること。

二 協同組織金融機関 当該金融機関等が、その主として業務を行

っている地域に密着した事業の展開を図っていると認められる協同組織金融機関として主務省令で定める基準に適合するものであり、かつ、経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものであるときは、当該組織再

二 協同組織金融機関 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 当該金融機関等が、その主として業務を行っている地域に密着した事業の展開を図っていると認められる協同組織金融機関として主務省令で定める基準に適合するものであり、かつ、経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再

編成金融機関等が当該基準に適合することが見込まれるものである場合

編成金融機関等とするものであるときは、当該組織再編成金融機関等が当該基準に適合することが見込まれるものであること^ロ

ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものであるときは、会員又は組合員による出資の引受けが、当該金融機関等に対して最近において行われており、又は当該金融機関等若しくは当該組織再編成金融機関等に対して行われることが確実であると認められること^ハ

ハ 経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものであるときは、法第十五条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の地方公共団体、協同組織中央金融機関その他の者（会員又は組合員を除く。）による優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け（当該申込みに係るものを除く。）であつて当該組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに応じ適切なものとして主務省令で定めるものが、当該金融機関等に対して最近において行われており、又は当該金融機関等若しくは当該組織再編成金融機関等に対して行われることが確実であると認められること。

（法第十七条第一項の規定による決定に係る経営基盤の安定のために必要な措置）

第十五条 削除

（法第十九条第一項の規定による承認に係る金融機関等の存続又は金融組織再編成が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第十八条 法第十九条第三項第四号ニに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（同条第一項に規定する計画提出金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

- 一 協同組織金融機関以外の金融機関等 当該計画提出金融機関等が、その主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他他の金融機関等による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等である場合

第十五条 法第十七条第一項第四号ホに規定する政令で定めるものは、事業再構築とする。

（法第十九条第一項の規定による承認に係る金融機関等の存続又は金融組織再編成が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第十八条 法第十九条第三項第四号ニに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（同条第一項に規定する計画提出金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

- 一 協同組織金融機関以外の金融機関等 次に掲げる要件のすべてに該当する場合
- イ 当該計画提出金融機関等が、その主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他他の金融機関等による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等であること。
- ロ 当該計画提出金融機関等が法第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当地度の株式等の引受け等（当該申込みに係るものを除く。）であつて組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに応じ適切なものとして主務省令で定めるものが、当該計画提出金融機関等に対して最近において行われており、又は当該計画提出金融機関等若しくは当該組織再編成金融機関等に対し

二 協同組織金融機関 当該計画提出金融機関等が、その主として業務を行っている地域に密着した事業の展開を図っていると認められる協同組織金融機関として主務省令で定める基準に適合するものであり、かつ、変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものであるときは、当該組織再編成金融機関等が当該基準に適合することが見込まれるものである場合

て行われることが確実であると認められること。

ハ 当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをしたときは、当該株式の引受けの額に照らして相当程度の株式等の引受け等（当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行うものを除く。）であつて当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに応じ適切なものとして主務省令で定めるものが、当該計画提出金融機関等に対して最近において行われており、又は当該計画提出金融機関等若しくは当該対象組織再編成子会社に対して行われることが確実であると認められること。

二 協同組織金融機関 次に掲げる要件のすべてに該当する場合
イ 当該計画提出金融機関等が、その主として業務を行っている地域に密着した事業の展開を図っていると認められる協同組織金融機関として主務省令で定める基準に適合するものであり、かつ、変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものであるときは、当該組織再編成金融機関等が当該基準に適合することが見込まれるものであること。

ロ 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融機関を組織再編成金融機関等とするものであるときは、会員又は組合員による出資の引受けが、当該計画提出金融機関等に対して最近において行われており、又は当該計画提出金融機関等

若しくは当該組織再編成金融機関等に対して行われることが確
実であると認められること。

ハ 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が協同組織金融
機関を組織再編成金融機関等とするものであるときは、法第十
五条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相
当程度の地方公共団体、協同組織中央金融機関その他の者（会
員又は組合員を除く。）による優先出資の引受け又は劣後特約
付金銭消費貸借による貸付け（当該申込みに係るものを除く。
）であつて当該組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況
の見込みに応じ適切なものとして主務省令で定めるものが、当
該計画提出金融機関等に対して最近において行われており、又
は当該計画提出金融機関等若しくは当該組織再編成金融機関等
に対して行われることが確実であると認められること。

（法第十九条第一項の規定による承認に係る経営基盤の安定のため
に必要な措置）

第十九条 法第十九条第三項第四号ホに規定する政令で定めるものは
事業再構築とする。

（新設）

第十九条 削除

第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関
する特別措置

（協同組織金融機能強化方針の記載事項）

第三十条の二 法第三十四条の三第一項第六号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

二 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等が農林中央金庫であるときは、当該申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第三項に規定する信用事業をいう。）のみに充てられることを確保するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

（法第三十四条の四第一項の規定による決定に係る優先出資又は貸付債権の処分等が困難と認められる場合）

第三十条の三 法第三十四条の四第一項第五号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（新設）

一 法第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。次号において同じ。）又は貸付債権がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該優先出資又は貸付債権につき譲渡そ

その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二 法第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等（法第三十四条の二に規定する優先出資の引受け等をいう。）を行う協同組織中央金融機関等が、当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権に係る借入金につき、優先出資処分（剰余金をもってする優先出資の消却をいう。）、償還又は返済に対応することができる財源をおおむね十五年以内に確保できる見込みがない場合

（法第三十四条の四第一項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記）

第三十条の四 法第三十四条の六第二項の規定により協同組織中央金融機関等が法第三十四条の四第一項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における優先出資法施行令第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第三十四条の四第一項の規定による決定に従った優先出資の発行であることを証する書面」とする。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

（新設）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十八条 法第五十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 法第五条第一項、第十七条第一項、第二十八条第一項及び第三十四条の四第一項の規定による決定 三 (略) 四 法第三十四条の三第一項の規定による協同組織金融機能強化方針(同項に規定する協同組織金融機能強化方をいう。)の受理	第三十八条 法第五十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 法第五条第一項、第十七条第一項及び第二十八条第一項の規定による決定 三 (略) (新設)
--	---